



読み聞かせ団体等による著作物の利用について

－ お話会でも、作者の許可がいるの？ －

近年、各地で子どもたちを対象とした読み聞かせやペープサート、パネルシアターなどの上演が盛んになっています。その際に、絵本や童話作品が使われていますが、これらの作品に作者の著作権がはたらいていることは意外に意識されていません。

「著作権」とは、作品に付随する諸権利がそれぞれの著作権者（多くの場合、イコール作者ですが、故人の場合は遺族などが著作権を引き継ぎます）のものであることを認めたもので、これを法的に制度化したものが「著作権法」です。著作権には、作者がそこから経済的な利益を受けることができる「財産権」と、本人の意思に反して改変されたりしないなどという「著作者人格権」があります。

ボランティアによる朗読会や上演会の場合などでも、入場料を取るなどの場合は作者の許諾が必要ですし、お金が介在しない場合でも著作者人格権との関わりで、作者の了解が求められるケースが少なくありません。

著作者にとって自分たちが作り上げた作品が、さまざまな形で子どもたちのもとに届けられるのはうれしいことです。わたしたち児童書の作者と出版社では、そうした場での著作権の取り扱いがスムーズに運用されることを願って、このたび簡単な手引きを作成しました。絵本や児童文学作品の作り手と渡し手が、共に手を携えて作品世界の楽しさを子どもたちの心に届けられるよう、この手引きを活用されることを願っています。

2006年5月

旧 児童書四者懇談会／参加団体
(現:児童書出版者・著作者懇談会)

日本児童出版美術家連盟

日本児童文学者協会

日本児童文芸家協会